

宗像市史跡保存整備審議会委員

任期：平成20年11月1日～平成22年10月31日

	新任再任 区分	氏名	規則第2条第2項 (1)(2)(3)の内訳	部門	職名・職歴
1	新任	西谷正	(1)知識経験者	考古学(東アジア)	九州歴史資料館 館長
2	新任	佐野千絵	(1)知識経験者	保存科学	東京文化財研究所 室長
3	新任	林重徳	(1)知識経験者	地盤工学	佐賀大学 教授
4	新任	杉本正美	(1)知識経験者	風景工学	九州大学芸術工学部 名誉教授
5	新任	石山勲	(1)知識経験者	考古学(古墳)	日本考古学協会 会員
6	新任	鎌田隆徳	(2)教育関係者	教育、体験学習	自由ヶ丘南小学校 教頭
7	新任	平松秋子	(3)市民代表者	一般市民	一般市民

○宗像市史跡保存整備審議会規則

平成 20 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成 15 年宗像市条例第 21 号)により設置された宗像市史跡保存整備審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、7 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 教育関係機関を代表する者
- (3) 市民代表

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。